

『三国遺事』訳註（七）

凡例

- 一、本稿は一然撰『三国遺事』の原文、読み下し文、口語訳および註であり、底本には学東叢書本『三国遺事』（学習院東洋文化研究所刊、一九六四年）を用いた。
- 一、原文は旧漢字を用い、句読点を施した。また底本の文字を改めた場合は、その文字に数字（①②③…）を付して原文のあとに異同を記した。校訂に際しては、韓国古典叢書本（民族文化推進会刊、一九七三年）および晩松文庫本（高麗大学中央図書館刊、一九八三年）と校合し、その他の活字本等を参照した。なお内容によって文を適当な段階に区切り、割註は（ ）で示した。
- 一、読み下し文は旧漢字・新かなづかいを用いた。
- 一、口語訳は新漢字・新かなづかいを用い、訳出にあたって補った文は〔 〕で示した。
- 一、註は口語訳の文中に数字（1）（2）（3）…を付し、文末に一括した。なお参考文献等の提示は必要最小限にとどめた。
- 一、『三国遺事』は王曆と紀異篇以下の本文とからなるが、さしあたり

第一卷紀異篇から訳出を開始する。

- 一、本稿は新羅史研究会（代表武田幸男）における共同研究の成果である。研究会参加者が分担して訳註の原案を提示し、全体の討議を経て原稿を作成した。

新羅史研究会

第二南解王

〔原文〕

第二南解王

南解居西干^①、亦云次次雄。是尊長之稱。唯此王稱之。父赫居世、母閼英夫人、妃雲帝夫人（一作雲梯。今迎日縣西、有雲梯山聖母。祈旱有應）。前漢平帝元始四年甲子、即位。御理二十一年、以地皇四年甲申崩。此王乃三皇之第一云。

按三國史云、新羅稱王曰居西干。辰言王也。或云呼貴人之稱。或曰次次雄、或作慈充。金大問云、次次雄方言謂巫也。世人以巫事鬼神、尙祭

祀、故畏敬之、遂稱尊長者爲慈充。或云尼師今。言謂齒理也。初南解王薨、子弩禮讓位於脫解。解云、吾聞聖智人多齒。乃試以餅噉之。古傳如此。或曰麻立干（立、一作袖）。金大問云、麻立者方言謂概也。概標準位而置、則王概爲主、臣概列於下。因以名之。史論曰、新羅稱居西干次雄者一、尼師今者十六、麻立干者四。羅末名儒崔致遠作帝王年代曆、皆稱某王、不言居西干等。豈以其言鄙野不足稱之也。今記新羅事、具存方言、亦宜矣。羅人凡追封者稱葛文王、未詳。

此王代、樂浪國人來侵金城、不克而還。又天鳳五年戊寅、高麗之神屬七國來投^②。

①【干】底本は干につくる。

②【投】底本は役につくる。

〔読み下し文〕

第二南解王

南解居西干、亦た次次雄とも云う。是れ尊長の稱なり。唯だ此の王のみ之を稱す。父は赫居世、母は閼英夫人、妃は雲帝夫人（一に雲梯に作る。今の迎日縣の西に、雲梯山の聖母有り。早に祈れば應あり）なり。前漢の平帝の元始四年甲子、即位す。御理すること二十一年、地皇四年甲申を以て崩す。此の王は乃ち三皇の第一と云う。

三國史を按ずるに云う、

新羅、王を稱して居西干と曰う。辰言の王なり。或云う、「貴人と呼ぶの稱なり」と。或いは次次雄と曰い、或いは慈充に作る。金

大問云う、「次次雄は方言にて巫を謂うなり。世人、巫の鬼神に事

え、祭祀を尙るの故を以て之を畏敬し、遂に尊長者を稱して慈充と爲す」と。或いは尼師今と云う。言は齒理を謂うなり。初め南解王薨じ、子の弩禮、位を脱解に譲らんとす。解云う、「吾聞くに、聖智の人は齒多し」と。乃ち試みるに餅を以て之を噉む。古傳、此の如し。或いは麻立干（立、一に袖に作る）と曰う。金大問云う、「麻立は方言にて概を謂うなり。概標、位に准じて置くものなれば、則ち王の概、主爲りて、臣の概、下に列す。因りて以て之を名づく」と。史論に曰く、「新羅、居西干・次次雄を稱するは一、尼師今は十六、麻立干は四なり。羅末の名儒・崔致遠、帝王年代曆を作るに、皆、某王と稱し、居西干等を言わず。豈に其の言の鄙野にして之を稱するに足らざるを以てならんや。今、新羅の事を記すに、具さに方言を存するも、亦た宜しきなり」と。羅人、凡そ追封せるは葛文王と稱するも、未だ詳らかならず。

此の王代、樂浪國人、來りて金城を侵し、克たずして還る。又、天鳳五年戊寅、高麗の神屬七國來投す。

〔口語訳〕

第二代王の南解王

南解居西干はまた次次雄ともいう。これは目上の人に対する称号である。ただこの王だけがこれを称している。父は赫居世、母は閼英夫人、妃は雲帝夫人（雲梯とも書く。今の迎日縣の西に、雲梯山の聖母がある。早の時に雨を祈ればききめがある）である。前漢の平帝の元始四（四）

年甲子に即位した。二一年間国を治め、地皇四年〔正しくは更始二(二年)年〕甲申に崩じた。この王は三皇の第一だといわれている。

『三国史』を調べてみると、

新羅では、王を称して居西干という。それは辰韓の言葉で王を意味する。あるひとは「貴人の呼称である」という。あるいは「王を称して」次次雄といい、あるいは慈充とも書く。金大問は「次次雄とは方言で巫を意味する。人々は、巫が鬼神に仕えて祭祀を司るために、これを畏敬し、遂には目上の人を称して慈充と呼ぶようになった」といった。あるいは「王を称して」尼師今という。意味は「歯理」のことである。南解王が死んだ当初、その子の弩礼が王位を脱解に譲ろうとした。脱解は、「私が聞くところでは、聖智の人は歯が多いそうです」といった。そこで「二人は」餅を噛んでこれを試してみた。古伝では「歯理の由来を」このように述べている。あるいは「王を称して」麻立干(立は袖とも書く)という。金大問は、「麻立は方言で概を意味する。概の標識は、位に従って置くものであるから、すなわち王の概が主となり、臣の概がその下に並ぶのである。そこでこのように名づけたのである」といった。論贊には、「新羅では居西干・次次雄を称する者が一、尼師今は十六、麻立干は四ある。新羅末の名儒・崔致遠が『帝王年代曆』を作った時には、皆、某王と称して、居西干等と言わなかった。おそらくその言葉が野卑で使うに値しないためであろう。今、新羅の事を記すのに、方言をそのまま残すのも、またよいことである」とある。新羅人は追封した者をすべて葛文王と称するが、詳しいことはわからない。

とある。

この王の代に、楽浪国人が来て金城を攻めたが、勝つことができずに引き上げた。また、天鳳五(一八)年戊寅に、高麗の属国である七国が来投した。

註

(1) 【南解王】南解の原義をめぐっては、南(남)を𐑦の訓借字とする点では諸説一致するが、その意味については、関川の関𐑦をとったとする説(前掲恭作「新羅王の世次と其の名につきて」『前掲恭作著作集』下、京都大学文学部国語学国文学研究室、一九七四年)、穀物𐑦とする説(三品彰英『古代祭政と穀霊信仰』平凡社、一九七三年)などがある。前者は南解を新羅発祥の地に因んだ王名と理解し、後者は穀霊信仰に基づく古代王号とするところに特徴がある。また解については、訓によって𐑦と読んで村邑の義とする説(前掲恭作前掲)、火𐑦の義で赫居世の赫に通じるとする説(末松保和「新羅上古世系考」『末松保和朝鮮史著作集1 新羅の政治と社会・上』吉川弘文館、一九九五年)、音によって𐑦と読み、化・花・姫・海と同様の人名接尾辞とする説(梁柱東『増訂古歌研究』釈注六・薯童謡、一潮閣、ソウル、一九六五年)などがある。このように南解の原義については諸説あつて定説を見ないが、𐑦は始祖赫居世の一名関智、始祖王妃閔英、南解王妃阿婁、王妹・王女阿老など、南解をめぐる人物に共有されており、新羅の初期王系が𐑦を共通概念として構成されていたことがわかる。また解字も、第四代脱解・第一〇代奈解・第一二代沾解・第一六代訖解の四王に共通し、加えて高句麗においても、始祖東明聖王の諱衆解をはじめとしていくつかの王名に共有されており、注目される。

(2) 【居西干】新羅の王号。その原義については本書巻一・新羅始祖赫居世王条の

註(43)参照。『三国史記』が居西干の王号を始祖の赫居世だけに用いているのに対して、本書では第二代の南解もこの王号を称している。次次雄とあわせれば、

南解については二種の王号が伝わっていることになる。この点について前間恭作は、南解を始祖とする開国伝説の存在を想定し、居西干・次次雄ともに始祖を意味する仏家の言葉であったとし(註3・7参照)、それを受けた末松保和は、居西干の王号はむしろ南解のそれが本来のものであったと理解する(『新羅上古世系考』前掲)。

(3) 【次次雄】新羅の王号。後文のように慈充とも表記されるが、両者は同音異表記である。第二代南解だけがこれを称したとされる。その原義については、本条にもあるとおり、新羅の方言で巫を意味するとした金大問の解釈が古くから知られているが、鮎貝房之進はそれを受けて、後世の僧名(Jung)は慈充の約音であるとし(『雑攷・新羅王号攷朝鮮国名攷』国書刊行会、一九七二年)、梁柱東は、師_二六_一(suseung)は次次雄・慈充が転化したものであるとする(『増訂古歌研究』釈注一・慕竹旨郎歌、前掲)。また前間恭作は、次次雄(慈充)の義は師で、仏家が始祖と言うためにつけた尊号であったとする(『新羅王の世次と其の名につきて』前掲)。

(4) 【雲帝夫人(雲梯とも書く)】雲帝と雲梯は同音異表記。南解王妃については、『三国史記』巻一・新羅本紀一・南解次次雄即位紀に「雲帝夫人(一に阿婁夫人とも云う)」とあり、阿婁夫人とする別伝があった。阿婁は南解の母すなわち始祖赫居世の妃・閔英夫人の関に通じるので、この別名をとれば始祖と第二代の王妃名は母を共有することになる(註1参照)。

(5) 【雲梯山の聖母】雲梯山については、『新增東国輿地勝覽』巻二三・慶尚道・

迎日県・山川条に「雲梯山(県の南十二里に在り。鎮山なり)」とある。現在の慶尚北道浦項市大松面に現存する。雲梯山の聖母については他に見られないが、たとえば慶州西郊の仙桃山に聖母祠が祀られていたように(『新增東国輿地勝覽』巻二一・慶尚道・慶州府・祠廟条)、『三国遺事』編纂時には雲梯山に聖母祠があり、信仰の対象になっていたのであろう。

(6) 【地皇四年(正しくは更始二(二四)年)甲申】地皇は新・王莽の年号。その四年(西暦二三年)の干支は癸未であり、本文にある甲申は翌年の更始二(二四)年にあたる。本条では南解の即位年を元始四(四)年甲子とし、二一年間国を治めたとするので、それに従えば崩年は地皇四年癸未ではなく更始二年甲申(西暦二四年)としなければならない。ちなみに『三国史記』年表においても、南解の在位は元始四年甲子から更始二年甲申までの二一年間となっている。

(7) 【三皇の第一】三皇は古代中国の伝説上の三人の皇帝のこと。伏羲・神農・女媧、伏羲・神農・黄帝、天皇・地皇・人皇、天皇・地皇・泰皇など諸説があるが、本条の三皇がどれに該当するかは不明。第一は原文では第一とある。そのためこれを「弟の一人」と訳す向きもあるが、それでは意味をなさない。弟字は第字に通じるので、第一とはすなわち第一のことである。南解が三皇の第一であるというのは、南解を中国古伝説の皇帝になぞらえ、しかもその第一番目に相当するとしたもの。前間恭作はこれをもって、『三国史記』新羅本紀の所伝とは異なる開国伝説、すなわち第二代南解を始祖とし、第三代儒理・第四代脱解とあわせて三皇とする開国伝説の存在を想定している(『新羅王の世次と其の名に就きて』前掲)。

(8) 【三国史記】『三国史記』のこと。本条の以下の引用文は、王号に関する『三国史記』の記事を集めて一文をなしたものである。参考までにその原文を掲げ

れば次の通りである。

- a 居西干、辰言王（或云呼貴人之稱）。（卷一・始祖赫居世居西干即位紀）
- b 次次雄、或云慈充。金大問云、方言謂巫也。世人以巫事鬼神、尙祭祀、故畏敬之。遂稱尊長者、爲慈充。（卷一・南解次次雄即位紀）
- c 初南解薨、儒理當立、以大輔脫解素有德望、推讓其位。脫解曰、神器大寶、非庸人所堪。吾聞聖智人多齒。試以餅噬之。儒理齒理多、乃與左右奉立之、號尼師今。古傳如此。金大問則云、尼師今、方言也。謂齒理。昔南解將死、謂男儒理婿脫解曰、吾死後、汝朴昔二姓、以年長而嗣位焉。其後金姓亦興。三姓以齒長相嗣。故稱尼師今。（卷一・儒理尼師今即位紀）
- d 金大問云、麻立者、方言謂概也。概謂概操、准位而置。則王概爲主、臣概列於下。因以名之。（卷三・訥祗麻立干即位紀）
- e 論曰、新羅王稱居西干者一、次次雄者一、尼師今者十六、麻立干者四。羅末名儒崔致遠作帝王年代曆、皆稱某王、不言居西干等。豈以其言鄙野不足稱也。曰、左漢中國史書也。猶存楚語穀於菟、凶奴語撐犁孤塗等。今記新羅事、其存方言亦宜矣。（卷四・智証麻立干即位紀）
- f 新羅追封王、皆稱葛文王、其義未詳。（卷一・逸聖尼師今一五年条）
- (9) 【金大問】七世紀後半～八世紀前半の新羅の人。「新羅貴門」の出身とある。聖德王三（七〇四）年には漢山州都督となる。伝記類の著作に励み、『高僧伝』『花郎世記』『樂本』『漢山記』『維林雜伝』などの著書があったとされるが、現存しない（『三国史記』卷四六・薛聰伝参照。近年『花郎世記』の写本といわれるものが出現したが、その真贋をめぐって意見が分かれている）。
- (10) 【尼師今】新羅の王号。尼叱今（本書卷一・第三弩礼王条、未鄒王・竹葉軍条）、齒叱今（本書卷一・第四脱解王条）とも表記されるが、尼は音ㄴ(ㄴ)、

齒は訓ㄴ(ㄴ)であるから（訓蒙字会）、これらは同語の異表記である。また本書卷二・駕洛国記条にみえる尔叱今も同語であろう。本書では第三代儒理から第一六代乞解（訖解）までの一四王がこの王号を称するのに対して（王曆参照）、『三国史記』では第一八代実聖までの一六王が尼師今を称している。その原義については、前問恭作が主君の尊称 *nihakum* の借音字とし（「新羅王の世次と其の名に就きて」前掲）、鮎貝房之進は敬称の尼(ㄴ)と主君の借字・今(*keum*)の二つの敬称を重複して用いたものとする（「雜攷・新羅王号攷朝鮮国名攷」前掲）。他方、梁柱東は嗣王・繼君を意味する *nis-keum* の借音字とする（梁柱東『増訂古歌研究』积注一・慕竹旨郎歌、前掲）。

(11) 【齒理】齒理は、字義通りに解せば齒の肌理・筋目などとするほかないが、『三国史記』卷一・新羅本紀一・儒理尼師今即位紀に、「試みるに餅を以て之を噬む。儒理の齒理多く、乃ち左右と之を奉立し、尼師今と號す」（註8・史料c）とあるので、ここでは齒形や齒列などを指すのであろう。本条が尼師今の原義をこの齒理にあてているのは、史料cに見える金大問の説を引いたもの。それは王号尼師今の由来を儒理の即位事情に求めたものだが、同じく史料cには「朴・昔・金の」三姓、齒長を以て相嗣ぐ。故に尼師今と號す」とあり、齒長すなわち年長者による王位継承に因む王号とする。齒理・齒長いずれをとるにせよ、齒の訓ㄴ(ㄴ)と尼の音ㄴ(ㄴ)の一致から来る附会とみるべきであらう。

(12) 【弩礼】本書卷一・第三弩礼王条参照。

(13) 【脱解】本書卷一・第四脱解王条参照。

(14) 【麻立干（立は袖とも書く）】新羅の王号。本書では第一七代奈勿から第二二代智訂（智証）までの六王がこの王号を称するのに対して、『三国史記』では第一九代訥祗から第二二代智証までの四王に用いられている。麻立干の表記に関

して、本文の割注は麻袖干とも書かれたとするが、袖字は音・訓ともに立字との関連を見出せないで、おそらく裡字の誤りであろう（鮎貝房之進「雑攷・新羅王号攷朝鮮国名攷」前掲）。また三八二年前秦に遣使した「新羅国王楼寒」（「太平御覽」所引「秦書」）の「楼寒」は、麻立干の対訳で、語頭音 *lo* を省いたものとされる（前掲恭作「新羅王の世次と其の名につきて」前掲）。麻立干の原義については、鮎貝房之進は極所・頂上を意味する源 (*mar*) を美称に用いたもので、人名末尾に付される宗・夫と同義であるとし（「雑攷・新羅王号攷朝鮮国名攷」前掲）、今西龍は麻立 \equiv 頭首 (*marit*) で、麻立干は頭干を意味するとした（「新羅骨品考」『新羅史研究』国書刊行会、一九七〇年）。また梁柱東も、麻立は人名美称の *mar*（頭・上・宗）の借字とする（『増訂古歌研究』釈注一・慕竹旨郎歌、前掲）。これに対して前掲恭作は、*mar* は宅の義で、麻立干は族長を意味し、略して人名に付す尊称（末・宗）にも用いられたとする（「新羅王の世次と其の名につきて」前掲）。

(15) 【麻立は方言で概を意味する】金大問によるこの解釈は、概の訓源 *mar*（「訓蒙字会」）を麻立にあてたもの。

(16) 【崔致遠】新羅末期の文人。詳しくは本書卷一・馬韓条註（7）参照。

(17) 【帝王年代曆】崔致遠の著作とされるが、現存せず詳細は不明。

(18) 【葛文王】新羅の王号。『三国史記』および本書によると、葛文王を称した人物は王の父、王妃の父、王母の父、王の同母弟、女王の匹など多岐にわたっている。またその時期は、九世紀前半の一例を除けば、すべて七世紀中葉以前に属している。他方金石文史料では、葛文王の用例は六世紀前半に集中する傾向を示しており、「至都盧葛文王」（「迎日冷水碑」、五〇三年）、「従夫智葛文王」（「蔚珍鳳坪碑」、五二四年）などが近年の新出史料として注目される。「至都盧」

は智証王（在位五〇〇〜五一四年）、「従夫智」は立宗（法興王弟）のことであり、これによって六世紀前半の新羅王権が「寐錦王」（「蔚珍鳳坪碑」）と葛文王によって構成される「二重王権」の構造を呈していたことがわかった（武田幸男「新羅六部とその展開」『朝鮮史研究会論文集』二八、一九九一年）。『三国史記』は葛文王を死後の追封王号とし、本条もそれを引用しているが（註9・史料1参照）、右の例は葛文王が生前の称号として機能していたことを示している。なお「葛文」の原義については、*Korion*（親身）説（今西龍「新羅葛文王考」『新羅史研究』前掲）、*chik-kar*（上ぐる）説（葛城末治「新羅葛文王に就いて」『朝鮮金石攷』国書刊行会、一九七四年）、地名宮号説（鮎貝房之進「雑攷・新羅王号攷朝鮮国名攷」前掲）、*Kar-man*（代・隠・夢）説（梁柱東「葛文王・その他」『靑丘学叢』二二、一九三五年）、*Kam*（聖）説（金岸基「葛文王考」『震檀学报』五、ソウル、一九三六年）など諸説あるが、これといった定説はない。

(19) 【楽浪国人が…引き上げた】金城への楽浪来襲については、『三国史記』卷一・新羅本紀一・南解次次雄元（四）年条に、「秋七月、楽浪兵至り、金城を囲む」と数重なり。（中略）賊、俄に退き帰る」とあり、同一（二四）年条にも、「倭人、兵船百余艘を遣わし、海辺の民戸を掠す。六部の勁兵を發して以て之を禦ぐ。楽浪、内、虚なりと謂い、来たりて金城を攻めること甚だ急なり。夜、流星の賊營に墜ちる有り。衆、懼れ退きて、闊川の上に屯し、石堆二十を造りて去る（下略）」とある。本条はこれを言ったものであろう。

(20) 【天鳳五（二八）年戊寅】天鳳は新、王莽の年号。その五年は南解王一五年にあたる。

（文責木村誠）

第三弩礼王

〔原文〕

第三弩禮王

朴弩禮尼師今（一作儒禮王）。初王與妹夫脫解讓位。脫解云、凡有德者多齒。宜以齒理試之。乃咬餅驗之、王齒多、故先立。因名尼師今。尼師今之稱自此王始。劉聖公更始元年癸未即位（年表云、甲申即位）。改定六部號、仍賜六姓。始作兜率歌、有嗟辭詞腦格。始製犁耜及藏氷庫、作車乘。建虎十八年、伐伊西國、滅之。是年、高麗兵來侵。

①【犁】底本は黎に作るが犁の誤りであろう。

〔読み下し文〕

第三弩禮王

朴弩禮尼師今（一に儒禮王に作る）。初め王、妹夫の脱解と與に位を讓る。脱解云う、

凡そ徳有る者は齒多し。宜しく齒理を以て之を試すべし。

と。乃ち餅を咬みて之を驗すに、王、齒多く、故に先に立つ。因りて尼師今と名づく。尼師今の稱、此の王自り始まる。劉聖公の更始元年癸未、即位す（年表に云う、「甲申即位す」と）。改めて六部の號を定め、仍りて六姓を賜う。始めて兜率歌を作る。嗟辭有りて、詞腦の格なり。始めて犁・耜及び藏氷庫を製り、車乘を作る。建虎十八年、伊西國を伐ち、之を滅ぼす。是の年、高麗の兵來たり侵す。

〔口語訳〕

第三代王の弩礼王

朴弩礼尼師今（儒礼王とも書く）。初め王は、妹の夫である脱解と王位を譲り合った。その時脱解は、

徳のある人はみな歯が多いものです。齒理で試してみるのがよいでしょう。

といった。そこで（二人は）餅を咬んで験したところ、王の方が歯が多かったため、先に王位についた。そのため尼師今と名づけたのである。尼師今の称号はこの王の時から始まる。劉聖公の更始元（二三）年癸未に即位した（年表には甲申年に即位したとある）。六部の名稱を改定し、六姓をそれぞれ賜った。始めて兜率歌を作った。それには感嘆の詞があり、詞腦歌の趣がある。始めて犁・耜と藏氷庫を作り、車乘を作った。建虎十八（四二）年には伊西國を伐つて、これを滅ぼした。この年に、高句麗の兵が侵攻してきた。

註

（一）【弩礼尼師今（儒礼王とも書く）】弩礼は、割註の儒礼以外にも、奴礼（本書卷一・新羅始祖赫居世王系）、儒理（『三国史記』卷一・新羅本紀一）とも表記される。また第一四代儒理王と同名である。これらほみな同語異表記であるが、その原義については、世（下二）とする説（梁柱東『増訂古歌研究』釈注十三・怨歌、一潮閣、ソウル、一九六五年）、世嗣とする説（前掲恭作「新羅王の世次と其の名につきて」『前掲恭作著作集』下、京都大学文学部国語学国文学研究室、一九七四年）、延ぶ・殖ゆ・拡がる・老とみる説（末松保和「新羅上古世系考」

『末松保和朝鮮史著作集1 新羅の政治と社会 上』吉川弘文館、一九九五年）などがある。尼師今については、本書巻一・第二南解王条、註10参照。

(2) 【脱解】本書巻一・第四脱解王条参照。

(3) 【齒理】本書巻一・第二南解王条、註11参照。

(4) 【劉聖公】劉聖公は前漢末・後漢初の人。淮陽王劉玄のことで、聖公は字。後漢光武帝の族兄。王莽末年の混乱の中、地皇四（二二）年正月に更始將軍となる。ついで二月には帝位に就き、建元して更始元年とした。しかしその政治は乱れ、建武元（二五）年、赤眉の軍に破れて長安を脱出。光武帝はこれを懸れんで淮陽王に封じたが、同年、赤眉の軍に捕まり殺された。（『後漢書』巻一上・光武帝紀、同・巻一一・劉玄伝）

(5) 【更始元（二二）年癸未に即位した】弩礼王の即位年については、本書王暦は「甲申立つ」とし、『三国史記』年表にも同様に甲申年の即位とあり（次註参照）、本条とは所伝を異にしている。

(6) 【年表には甲申年に即位したとある】年表は『三国史記』巻二九・年表のこと。その劉聖公更始二年甲申条に「儒理尼師今即位元年」とあり、本文はこれをいっ

たもの。
(7) 【六部の名称を改定し、六姓をそれぞれ賜った】六部の名称改定と賜姓については、『三国史記』巻一・新羅本紀一・儒理尼師今九年条に、「六部の名を改める、仍りて姓を賜う。（下略）」とある。本文はこれをいっただものであろう。

(8) 【兜率歌】兜率歌は新羅郷歌の一種。本書巻五・月明師兜率歌条に「景德王十九（七六〇）年庚子四月朔、（中略）明、奏して云う、臣僧、但国仙の徒に属し只郷歌を解するのみにて、声梵に閑れず、と。王曰く、既に縁僧に卜ぶ。郷歌を用うと雖も可なり、と。明、乃ち兜率歌を作り、之を賦う」とあり、その歌

詞を伝えている。兜率とは兜率天の略であり、欲界六天の第四天で、弥勒菩薩のいるところを指す。弩礼王代にはじめて兜率歌を作ったことについては、『三国史記』巻一・新羅本紀一・儒理尼師今五（二八）年条に「是年、民俗欲康し、始めて兜率歌を製る。此れ歌樂の始めなり」とある。

(9) 【詞腦歌の趣】原文は「詞腦格」。詞腦は思内・詩惱とも書かれ、新羅時代の楽曲・舞・琴の名としてしばしばみられるが（本書巻一・辰韓条、註26参照）、ここでは歌謡の一つである詞腦歌のことを指す。本書巻二・景德王・忠談師・表訓大徳条に「讀善婆郎詞腦歌」とあり、同・元聖大王条にも「身空詞腦歌」と見える。詞腦格とは詞腦歌の趣のことであり、その独特な曲調・形式などを指したものであろう。

(10) 【始めて犂・耜と蔵氷庫を作り、車乗を作った】弩礼王代に犂・耜・蔵氷庫、車乗をつくったことは他に見られないが、関連する史料として、『三国史記』巻四・新羅本紀四・智証麻立干三（五〇二）年条に「三月、州郡の主に分ち命じて勸農し、始めて牛を用いて耕す」とあり、同・六（五〇五）年条に「冬十一月、始めて所司に命じて氷を蔵す。又舟楫の利を制す」とある。

(11) 【建虎十八（四二二）年】建虎は後漢光武帝の年号建武のこと。その一八年は弩礼王一九九年にあたる。

(12) 【伊西国】伊西国は現在の慶尚北道清道郡地方に勢力を有した古代の小国。弩礼王代に伊西国を滅ぼした記事は他に見られず、また本書巻一・伊西国条や同・味鄒王・竹葉軍条などでは、後の第一四代儒理王代に伊西国が来攻したとしており、各記事間の年代に齟齬を来している。（本書巻一・伊西国条、註12参照）
（文責木村誠）